通郵便」で送付します。現在お持ちの人を対象に

の人を対象に

普

は5割軽減となります。

付 保

します **於** 於 附 者 証

が、は

限簡

証

は

均等割

額も資格取得後2年間

に償還されます。

低所得Ⅰ・

II

および

座へ診療月から4カ月を目

途 \Box

易書留」 度額

険料の所得割額はかからず、負担していなかった人は、保保険組合は除く)で保険料を

国民健康

置があります。

置があります。払い戻しが生大3千円までに抑える配慮措

じた場合は、

高額療養費の

・保険料の支払方法

特別徴収

(年金からの

引

くけられ

険者均等割額の

い世帯に属する人

後期高齢者医療の数を被保険者証を送付

決

通

書

付

証

■保険料の算定方法

年間保険料(限度額66万円) 均等割額 所得割額 被保険者 総所得金額等 – 基礎控除額〈43 1人 あたり 万円〉 53,420円 $\times 10.46\%$

2均等割額の軽減割合

世帯の所得(被保険者全員と世 帯主、※1、※2) に応じて、均 等割額が軽減されます。

軽減割合 軽減の要件 7割 |43万円+10万円×(給与所得者等の数<※3>-1)以下 43万円+29万円×被保険者の数〈※ 4 〉 + 5割 |10万円×(給与所得者等の数<※3> – 1)以下 |43万円+53.5万円×被保険者の数<※4>+ 10万円×(給与所得者等の数<※3>-1)以下

- ※1年金収入があり公的年金等控除を受けた65歳以上の人につい ては、公的年金等に係る所得金額からさらに15万円が控除さ れます
- ※2専従者給与(控除)および譲渡所得の特別控除の税法上の規 定は適用されません。
- ※3被保険者および世帯主のうち、給与または公的年金等(※1 の控除後)の所得を有する者の合計人数です。
- ※4被保険者の数は賦課期日(原則4月1日。年度途中に資格取 得した場合は資格取得日)時点の人数です。

老人医療負担金貸付金

の

| すすを行っています。貸し| 医療費の自己負担分の貸し| | 療被保険者お、人院時の | | 付けには、所得・世帯は医療費の自己負担分の貸 は 等要件があります。 療被保険者および老人医療市内在住の後期高齢者医お知らせ お問 わ せくださ 得·世帯状 詳しく (1) 況ししの療医

ります。 せください。 しくは お

料 また、

の

軽

減措置

があ

り

ます

計算します

表1)。

所得の低い人は、

保険料は被保険者個人ご

書

を7月中旬に送付しま

険料

の決定方法

和5年度保険

料 の

決定

▼一部負担金減免 ※低所得 I・IIの人は、入院 ※低所得 I・IIの人は、入院 がのものは対象外です。 災害などの特別な一部負担金減免 【表4】までとなります。 一部負担金の支払いが困害などの特別な事情があ 減額できる場合

後期高齢者医療

後期高齢者医療被保険者証 <u>有効期限 令和 6年 7月31日</u> <u>交付年月日 令和 5年 7月 5日</u> 平成20年 4月 1 3 9 2 6 2 1 0 0 京都府後期高齢者医療庁幼油へ

送付し

年7月

31日までの被保険者証

色=写真=)

を7月

皆さんに有効期

限

が令 被保

和 険 6 者

するまで会社の健康保険や協 後期高齢者医療制度に加入 ▼被扶養者であった人の特例 者(国民健康保険、会けんぽ、共済組合 お 毎月保険料の支払いになりま の人は7月から翌年3月まで ごとに年金 願いします。 の人は、 期限内の納付にご協力を 徴収 (口座振替等) 共済組合の被扶養 から天引きしま 引き続き2カ月

月30日まで、1カとなる人に対し、

力

月の外来医

に伴う負担増加額を1カ月最寮の窓口負担割合の引き上げ

己負担限度額を超える部分が額が高額になった場合は、自1カ月の医療費の自己負担 す 高額療養費として支給されま 窓口の負 (担割合) 令和7年9日が2割負担

前年の所得により判定します。療費(一部負担金)の割合を 一部負担金)機関の窓口で ・の割合を はで支払う医

窓口で支

療費

4 1 カ月の自己負担限度額

問

庭の保の

|支援課(☎983・1112) |区分②に関すること = |医療課医療係(☎983・2976)

所得区分		外来 (個人単位)の 限度額	外来+入院 (世帯単位)の 限度額		
	現役並み	252,600円+1%(※1)			
	所得者Ⅲ	[140,100円](※2)			
	現役並み	167,400円+1%(※3)			
	所得者Ⅱ	[93,000円](※2)			
	現役並み	80,100円 + 1%(※4)			
住民税	所得者 I	[44,400円](※2)			
課税世帯	一般Ⅱ	18,000円または			
		(6,000円 + 10%)の			
		低い方を適用(※5)	57,600円		
		[年間上限144,000円](※6)	[44,400円](※2)		
	一般I	18,000円			
		[年間上限144,000円]			
住民税	低所得 II	8,000円	24,600円		
非課税世帯	低所得 I	0,00011	15,000円		

- ※ 1 [+ 1 %] は総医療費が842,000円を超えた場合、超過額の 1 %を加算 ※ 2 過去12カ月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場 合の4回目以降の限度額
- ※3「+1%」は総医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算
- ※ 4 [+ 1 %] は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の 1 %を加算 ※ 5 「+10%」は総医療費が30,000円を超えた場合、超過額の10%を加算
- ※6一般Ⅱの人は、配慮措置の適用により18,000円を下回る場合があり ます。

での支払いが、自己負担限度の申請により、医療機関窓口一する人は「限度額適用認定証」現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当 □配得区分の説明

3所得区分の説明							
所得区分	医療機関 窓口での 負担割合	内容					
現役並み所得者Ⅲ	० क्या	課税所得690万円以上の世帯					
現役並み所得者Ⅱ	3割(※1)	課税所得380万円以上の世帯					
現役並み所得者Ⅰ	(% 1)	課税所得145万円以上の世帯					
一般Ⅱ	2割 (※2)	課税所得が28万円以上145万円未満の世帯					
一般Ⅰ		現役並み所得者 I ~III、一般 II、低所得 I・ II 以外の世帯					
低所得Ⅱ	1割	世帯全員が住民税非課税で低所得 I 以外の 世帯					
低所得 I		世帯全員が住民税非課税で、各所得(必要 経費等控除後)が0円の世帯					

- ※1次の要件に該当する場合、負担割合が2割になります(収入額が不明な 場合は、基準収入額適用申請書の提出が必要です)。
 - ①被保険者が1人の世帯で、収入額が383万円未満。
 - ②被保険者が1人の世帯で、世帯内に70歳以上75歳未満の人がいる場合 の収入合計額が520万円未満。
 - ③被保険者が2人以上の世帯で、収入合計額が520万円未満。
- ※2次の要件に該当する場合、負担割合が1割になります。
 - ①被保険者が1人の世帯で年金収入とその他の合計所得の合計額が
 - ②被保険者が2人以上の世帯で年金収入とその他の合計所得の合計額が 320万円未満。

間国保医療課医療係 (☎983-2976)

ひとり親家庭医療

医療(満65歳~90歳)、 重度心身障がい者(児) 医療、ひとり親家庭医療 の各福祉医療受給者証-重度心身障がい老人健康 管理事業対象者証の有対 期限は7月3日までです 期限は7月3日までです から新しい受給者証の有対 から新しい受給者証の有対 をおいる者でです なお、令和4年度は ないる。 **非該当だった人で、** 限などで福祉医療制 心身障がい老人健康価祉医療受給者証と 7月31日までです。 要件に引き続き該 業対象者証の有効 人には、7月下旬 令和4年度は所 い受給者証や対 令和5年8月 所得が減少

にさい。 ださい。 が該当します。 がさい。 がさい。 度心身障 者手帳または療育手 ■申請に必要なもの (重度) 籍謄本 事業対象者の場合)、 提出が必要です。 、受給者証交付申請書 障がい者〈児〉、 噂がい老人健康管噂がい者⟨児⟩、重または療育手帳保険証、身体障害

福祉医療

8月からの新受給者証を送付

■所得制限額

いる老人

(降に新

たに該当する人

IX	分	扶養人数	0人	1人	2人	以降 1人につき
	老人医療		世帯全員が所得税非課税			
1	・重度心身障がい者 (児)医療	本 人	3,604千円 以下	3,984千円 以下	4,364千円 以下	380千円 加算
	・重度心身障がい 老人健康管理事業	扶養義務者	6,287千円 未満	6,536千円 未満	6,749千円 未満	213千円 加算
2	ひとり親家庭医療	本人および 同居の 扶養義務者	2,360千円 未満	2,740千円 未満	3,120千円 未満	380千円 加算

※上記の額は、令和4年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料等を 差し引いた額です。